

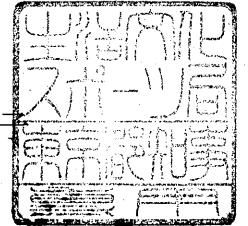


4生私行第4207号
東京都私立学校審議会

私立学校法（昭和24年法律第270号）第8条第1項（同法第64条第1項において準用する場合を含む。）及び第50条第3項において準用する第31条第2項（同法第64条第5項において準用する場合を含む。）の規定により、下記事案について貴審議会の意見を求める。

令和5年3月20日

東京都知事 小池 百合子



記

1. 大和幼稚園の設置者変更及び収容定員に係る園則変更認可について（中野区）
2. 成増すみれ幼稚園の収容定員に係る園則変更認可について（板橋区）
3. 学校法人東京緑ヶ丘学園の解散認可について（東久留米市）
4. 緑ヶ丘幼稚園の廃止認可について（東久留米市）
5. 明昭幼稚園の廃止認可について（葛飾区）
6. 高尾幼稚園の廃止認可について（八王子市）
7. 多摩学院幼稚園の廃止認可について（羽村市）
8. 聖パウロ学園高等学校（広域の通信制課程）の学則変更認可について（八王子市）

令和5年3月20日

令和4年度第11回東京都私立学校審議会（第824回）議案

【既諮問】

[幼稚園関係]

寄附行為・設置者変更

議案第1号 学校法人如意輪学園の寄附行為認可について（瑞穂町）

議案第2号 如意輪幼稚園の設置者変更認可について（瑞穂町）

【今回諮問】

[幼稚園関係]

設置者変更・園則変更

議案第3号 大和幼稚園の設置者変更及び収容定員に係る園則変更認可について（中野区）

園則変更

議案第4号 成増すみれ幼稚園の収容定員に係る園則変更認可について（板橋区）

法人解散・学校廃止

議案第5号 学校法人東京緑ヶ丘学園の解散認可について（東久留米市）

議案第6号 緑ヶ丘幼稚園の廃止認可について（東久留米市）

学校廃止

議案第7号 明昭幼稚園の廃止認可について（葛飾区）

議案第8号 高尾幼稚園の廃止認可について（八王子市）

議案第9号 多摩学院幼稚園の廃止認可について（羽村市）

[小中高校関係]

学則変更

議案第10号 聖パウロ学園高等学校（広域の通信制課程）の学則変更認可について（八王子市）

議案第1号

学校法人如意輪学園設立要項

1	名称	学校法人如意輪学園		
2	事務所の所在地	西多摩郡瑞穂町箱根ヶ崎137番地		
3	目的	この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行うことを目的とする。		
4	設置する学校名	如意輪幼稚園		
5	役員	理事 6名 沖 悟(理事長予定者) 監事 2名		
6	評議員	13名		
7	資産総額	227,565,154円(正味財産 227,565,154円)		
8	資本	土地(園地)	総面積 8,470.37㎡ (内訳) 園舎敷地 2,921.97㎡ 運動場 2,223.73㎡ その他 3,324.67㎡	借用面積 8,470.37㎡ (所有者) 氏名 宗教法人圓福寺 住所 西多摩郡瑞穂町箱根ヶ崎 132番地
		建物(園舎)	総面積 2,446.78㎡ (内訳) 保育室 14室 809.10㎡ 遊戯室 1室 172.22㎡ 職員室 1室 57.04㎡ 保健室 1室 28.52㎡ その他 1,379.90㎡	自己所有面積 2,446.78㎡ (寄附者) 氏名 宗教法人圓福寺 住所 西多摩郡瑞穂町箱根ヶ崎 132番地
		機器備品等	机、腰掛等	(寄附者) 氏名 宗教法人圓福寺 住所 西多摩郡瑞穂町箱根ヶ崎 132番地
	運用財産	現預金等		
9	負債	0円		

議案第2号

如意輪幼稚園設置者変更要項

1 学校の目的	この幼稚園は、学校教育法第22条及び第23条に従って幼児を保育し、適当なる環境を与えて、その心身の発達を助長することをもって目的とする。																				
2 学校の名称	如意輪幼稚園																				
3 位 置	西多摩郡瑞穂町箱根ヶ崎137番地																				
4 変更の時期	令和5年4月3日(予定)																				
5 変更の理由	教育条件の維持向上を図り、さらにその公共性を一層高めるため、学校法人如意輪学園を設立するものである。																				
6 設置者名	(新) <u>学校法人如意輪学園(設立代表者 沖 悟)</u>																				
	(旧) <u>宗教法人圓福寺</u>																				
7 園 長 名	沖 悟																				
8 経費の見積り及び維持方法	(新) <u>基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、保育料収入、入園料収入、検定料収入その他の運用財産をもって支弁する。</u>																				
	(旧) <u>保育料、入園料、補助金等をもって維持経営する。ただし、不足を生じた場合は、設置者の負担とする。</u>																				
9 備 考	(1) 園 地 総面積	8,470.37㎡																			
	(2) 園 舎 総面積	2,446.78㎡ (構造:鉄筋コンクリート造陸屋根2階建、鉄筋コンクリート造陸屋根平家建、鉄骨造スレート・亜鉛メッキ鋼板葺平家建、鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建、軽量鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建)																			
(3) 運 動 場 面積	2,223.73㎡																				
(4) 収容定員及び学級編制等	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>学 級 数</th> <th>定 員 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>満3歳児</td> <td>1</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>3歳児</td> <td>3</td> <td>105</td> </tr> <tr> <td>4歳児</td> <td>4</td> <td>140</td> </tr> <tr> <td>5歳児</td> <td>4</td> <td>140</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>12</td> <td>400</td> </tr> </tbody> </table>			区 分	学 級 数	定 員 数	満3歳児	1	15	3歳児	3	105	4歳児	4	140	5歳児	4	140	計	12	400
区 分	学 級 数	定 員 数																			
満3歳児	1	15																			
3歳児	3	105																			
4歳児	4	140																			
5歳児	4	140																			
計	12	400																			
(5) 教職員組織	<table border="0"> <tr> <td>園 長 (専任) 1名</td> <td>副 園 長 (専任) 1名</td> <td>教 諭 (専任) 13名</td> </tr> <tr> <td>事務職員 (専任) 1名</td> <td>その他職員 (兼任) 22名</td> <td>園 医 (兼任) 1名</td> </tr> <tr> <td>園歯科医 (兼任) 1名</td> <td>園薬剤師 (兼任) 1名</td> <td>合計41名</td> </tr> </table>			園 長 (専任) 1名	副 園 長 (専任) 1名	教 諭 (専任) 13名	事務職員 (専任) 1名	その他職員 (兼任) 22名	園 医 (兼任) 1名	園歯科医 (兼任) 1名	園薬剤師 (兼任) 1名	合計41名									
園 長 (専任) 1名	副 園 長 (専任) 1名	教 諭 (専任) 13名																			
事務職員 (専任) 1名	その他職員 (兼任) 22名	園 医 (兼任) 1名																			
園歯科医 (兼任) 1名	園薬剤師 (兼任) 1名	合計41名																			
(6) 設置認可年月日	昭和30年6月10日																				
基 準																					
1 園舎総面積	1,320㎡																				
2 運動場面積	1,120㎡																				
3 教諭数	12名																				

議案第3号

大和幼稚園設置者変更及び収容定員に係る園則変更要項

1 学校の目的	本園の目的は、教育基本法にのっとり、学校教育法第22条及び第23条に示す目的及び目標を達成するために、幼児を保育し、その生活経験に即し、適当な環境を与えて、その心身の発達を助長し、総合的な指導を行い、望ましい国家社会の形成者となる基礎を養うよう努めるにある。			
2 学校の名称	大和幼稚園			
3 位 置	中野区野方五丁目8番8号			
4 変更の時期	令和 年 月 日 (認可のあった日)			
5 変更の理由	旧設置者の死亡に伴い、新設置者が引き継ぎ、設置者を変更するとともに、実員に合わせて収容定員を変更する。			
6 設置者名	(新) <u>市川 文子</u>			
	(旧) <u>市川 賢一</u>			
7 園 長 名	市川 文子			
8 収容定員及び学級編成等	[変更後] (定員) <u>245名</u> (学級数) <u>7学級</u> (保育年限) 1年、2年及び3年	区 分	変 更 前	変 更 後
			学級数	定員数
		3 歳 児	<u>4</u>	<u>110</u>
		4 歳 児	<u>4</u>	<u>110</u>
		5 歳 児	<u>4</u>	<u>120</u>
		計	<u>12</u>	<u>340</u>
			<u>7</u>	<u>245</u>
9 経費の見積り及び維持方法	保育料、入園料、補助金等をもって維持経営する。ただし、不足を生じた場合は、設置者の負担とする。			
10 備 考	(1) 園 地 総面積 2,160.71㎡			
	(2) 園 舎 総面積 828.11㎡ (構造：木造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建、木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建、鉄骨造陸屋根2階建)			
	(3) 運 動 場 面積 984.01㎡			
	(4) 教職員組織			
基 準	園 長 (専任) 1名	副 園 長 (専任) 1名	教 諭 (専任) 18名	
1 園舎総面積 820㎡	養護教諭 (専任) 1名	助 教 諭 (兼任) 5名	事務職員 (兼任) 1名	
2 運動場面積 720㎡	その他職員 (専任) 2名	その他職員 (兼任) 3名	園 医 (兼任) 1名	
3 教諭数 7名	園歯科医 (兼任) 1名	園 薬 剤 師 (兼任) 1名		
				合計 35名
	(5) 設置認可年月日 昭和16年10月10日			

議案第4号

成増すみれ幼稚園の収容定員に係る園則変更要項

1 学校の名称	成増すみれ幼稚園			
2 位 置	板橋区成増一丁目35番1号			
3 変更の時期	令和5年 月 日 (認可のあった日)			
4 変更の理由	実員にあわせて、収容定員を変更する。			
5 設置者名	学校法人成増すみれ学園 (板橋区成増一丁目35番1号) 理事長 小田原 克行			
6 園 長 名	持橋 信子			
7 収容定員及び学級編制等	[変更後] (定員) <u>120名</u> (学級数) <u>4学級</u> (保育年限) 1年、2年 及び3年	区 分	変 更 前	変 更 後
			学級数	定員数
		3 歳 児	<u>2</u>	<u>60</u>
		4 歳 児	<u>3</u>	<u>80</u>
		5 歳 児	<u>3</u>	<u>80</u>
		計	<u>8</u>	<u>220</u>
8 園 地	変 更 前	変 更 後		
	総面積 994.36㎡ (内訳) 園舎敷地 402.61㎡ 運動場 502.28㎡ その他 89.47㎡	同 左		
基準 運動場 480㎡				
9 園 舎	変 更 前	変 更 後		
	総面積 754.20㎡ (内訳) 保育室 6室 323.85㎡ 遊戯室 (保育室2室兼) 106.26㎡ 職員室 12.01㎡ 保健室 18.15㎡ 便 所 26.22㎡ その他 267.71㎡	同 左		
基準 総面積 520㎡				
10 教職員組織	変 更 前	変 更 後		
	園 長 (専任) 1名 副 園 長 (兼任) 1名 教 頭 (専任) 1名 教 諭 (専任) <u>16名</u> 事務職員 (専任) <u>1名</u> 事務職員 (兼任) 1名 その他職員 (専任) <u>1名</u> その他職員 (兼任) <u>7名</u> 園 医 (兼任) 1名 園 歯 科 医 (兼任) 1名 園 薬 剤 師 (兼任) 1名 合計 <u>32名</u>	園 長 (専任) 1名 副 園 長 (兼任) 1名 教 頭 (専任) 1名 教 諭 (専任) <u>15名</u> 事務職員 (専任) <u>2名</u> 事務職員 (兼任) 1名 その他職員 (兼任) <u>4名</u> 園 医 (兼任) 1名 園 歯 科 医 (兼任) 1名 園 薬 剤 師 (兼任) 1名 合計 <u>28名</u>		
基準 教諭数 4名				
11 備 考	設置認可年月日 昭和46年3月31日			

議案第5号

学校法人東京緑ヶ丘学園解散要項

1 学校法人名	学校法人 東京緑ヶ丘学園（理事長 西川 宗佳）						
2 法人事務所所在地	東久留米市学園町一丁目9番27号						
3 解散時期	令和 年 月 日（認可のあった日）						
4 解散事由	寄附行為に定める理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会の議決						
5 清算人予定者	（理事長）西川 宗佳 （理事）野島 友行、末松 忠男、檀原 賢吉、加藤 恭子、石田 雄章						
6 資産の処置	<p>(1) 資産</p> <table> <tr> <td>資産総額</td> <td>835,556,584円</td> </tr> <tr> <td>（内訳）基本財産</td> <td>824,443,415円</td> </tr> <tr> <td>運用財産</td> <td>11,113,169円</td> </tr> </table> <p>(2) 解散及び清算諸経費（予定） 140,314,247円</p> <p>(3) 差引残余財産（予定） 695,242,337円</p> <p>(4) 残余財産の処分方法</p> <p>残余財産が生じた場合は、私立学校法第51条第1項に基づき、全額これを学校法人自由学園（東京都認可）に帰属する。</p>	資産総額	835,556,584円	（内訳）基本財産	824,443,415円	運用財産	11,113,169円
資産総額	835,556,584円						
（内訳）基本財産	824,443,415円						
運用財産	11,113,169円						
備考	<p>1 学校法人設立認可年月日 平成16年7月1日（東京都）</p> <p>2 学校法人東京緑ヶ丘学園設置園 緑ヶ丘幼稚園 昭和39年6月18日設置認可（東京都東久留米市）</p>						

議案第6号

緑ヶ丘幼稚園廃止要項

1 学校の名称	緑ヶ丘幼稚園
2 位 置	東久留米市学園町一丁目9番27号
3 廃止の時期	令和 年 月 日 (認可のあった日)
4 廃止の理由	園児の減少に伴い、運営継続が困難となったため
5 設 置 者 名	学校法人 東京緑ヶ丘学園
6 園 長 名	西川 宗佳
7 園児の処置	令和3年度末をもって全員卒園又は転園
8 教職員の処置	令和3年度末をもって全員退職
9 指導要録等の 引継方法	東久留米市に引き継ぐ
10 資産の処置	(1) 園 地 所有者において処置 (2) 園 舎 所有者において処置 (3) 園具・教具等 所有者において処置
11 備 考	(1) 園 地 総面積 3,543.83㎡ (2) 園 舎 総面積 2,225.94㎡ (3) 収 容 定 員 325名 (4) 設置認可年月日 昭和39年6月18日

議案第7号

明 昭 幼 稚 園 廃 止 要 項

1 学校の名称	明昭幼稚園
2 位 置	葛飾区四つ木一丁目41番1号
3 廃止の時期	令和5年4月1日（予定）
4 廃止の理由	就学前の子どもに関する教育、保育等総合的提供の推進に関する法律第17条に基づき「幼保連携型認定こども園」として認可を受ける予定であることから、学校教育法に基づく幼稚園の廃止認可手続きを行うものである。
5 設置者名	学校法人 関口学園（葛飾区四つ木一丁目41番1号）理事長 関口 宏
6 園 長 名	関口 宏
7 園児の処置	認可予定の幼保連携型認定こども園において、引き続き、教育・保育を実施する。
8 教職員の処置	認可予定の幼保連携型認定こども園に転籍
9 指導要録等の引継方法	認可予定の幼保連携型認定こども園に引き継ぎ、保管する。
10 資産の処置	認可予定の幼保連携型認定こども園の施設として、教育・保育のため引き続き使用する。
11 備 考	(1) 園 地 総面積 1, 285.28㎡ (2) 園 舎 総面積 1, 411.23㎡ (3) 収 容 定 員 150名 (4) 私立幼稚園設置認可年月日 昭和11年9月17日 (5) 新たに設置する幼保連携型認定こども園名及び認可年月日 園名：「幼保連携型認定こども園 めいしょう幼稚園」 認可年月日（予定）：令和5年4月1日

議案第8号

高尾幼稚園廃止要項

1 学校の名称	高尾幼稚園
2 位 置	八王子市東浅川町5 1 5 番地の5
3 廃止の時期	令和5年4月1日(予定)
4 廃止の理由	就学前の子どもに関する教育、保育等総合的提供の推進に関する法律第17条に基づき「幼保連携型認定こども園」として認可を受ける予定であることから、学校教育法に基づく幼稚園の廃止認可手続きを行うものである。
5 設置者名	学校法人 平成学園(八王子市東浅川町5 1 5 番地の5) 理事長 小山 靖昭
6 園 長 名	小山 布由奈
7 園児の処置	認可予定の幼保連携型認定こども園において、引き続き、教育・保育を実施する。
8 教職員の処置	認可予定の幼保連携型認定こども園に転籍
9 指導要録等の 引継方法	認可予定の幼保連携型認定こども園に引き継ぎ、保管する。
10 資産の処置	認可予定の幼保連携型認定こども園の施設として、教育・保育のため引き続き使用する。
11 備 考	(1) 園 地 総面積 3,350.91㎡ (2) 園 舎 総面積 2,502.35㎡ (3) 収容定員 420名 (4) 私立幼稚園設置認可年月日 昭和50年3月15日 (5) 新たに設置する幼保連携型認定こども園名及び認可年月日 園名:「幼保連携型認定こども園高尾幼稚園」 認可年月日(予定):令和5年4月1日

議案第9号

多摩学院幼稚園廃止要項

1 学校の名称	多摩学院幼稚園
2 位 置	羽村市緑ヶ丘一丁目15番8号
3 廃止の時期	令和5年4月1日(予定)
4 廃止の理由	園児の減少に伴い、運営継続が困難になったため
5 設 置 者 名	学校法人菅生学園(あきる野市菅生1468番地) 理事長 島田 幸成
6 園 長 名	仲野 三千代
7 園児の処置	令和4年度末をもって全員卒園
8 教職員の処置	令和4年度末をもって退職又は法人内で配置転換
9 指導要録等の引継方法	学校法人菅生学園に引き継ぐ
10 資産の処置	(1) 園 地 所有者において処置 (2) 園 舎 所有者において処置 (3) 園具・教具等 所有者において処置
11 備 考	(1) 園 地 総面積 1,313.60㎡ (2) 園 舎 総面積 1,009.55㎡ (3) 収 容 定 員 140名 (4) 設置認可年月日 昭和47年3月22日 (5) 法人が設置する学校 東海大学菅生高等学校 東海大学菅生高等学校中等部 菅生学園初等学校

議案第10号

聖パウロ学園高等学校（広域の通信制課程）の学則変更要項

1 学校の名称	聖パウロ学園高等学校（校長 本間 勇人）	
2 設置者名	学校法人 聖パウロ学園（八王子市下恩方町2727番）理事長 高橋 博	
3 位 置	八王子市下恩方町2727番	
4 通信教育 実施区域	30都道府県	
5 課 程 修業年限 収容定員	通信制課程（普通科） 修業年限 3年以上 720名	
6 変更理由	<p>1 高等学校通信教育規程の一部改正に伴う対応 通信教育連携協力施設ごとの定員を学則で定める。</p> <p>2 協力校 協力校契約の解除に伴い、協力校を削除する。</p>	
7 変更年月日	令和5年4月1日（予定）	
8 変更内容	変 更 前	変 更 後
	別紙1「学則比較対照表」のとおり	別紙1「学則比較対照表」のとおり
備 考	設置認可年月日（通信制課程） （全日制課程）	平成16年8月26日（東京都） 昭和24年4月 1日（東京都）

変 更 前	変 更 後
<p>第 5 条 本校に協力校を置く。 2 協力校は、<u>別表 4</u>のとおりとする。</p> <p>(略)</p> <p>付 則 (新設)</p> <p>(略)</p> <p>別表 4 協力校 <u>(1) 海星学院高等学校</u> <u>(2) 長野清泉女学院高等学校</u> <u>(3) 聖園女学院高等学校</u> <u>(4) 会津若松ザベリオ学園高等学校</u> <u>(5) 海星高等学校</u> <u>(6) 日星高等学校</u> <u>(7) 京都暁星高等学校</u> <u>(8) 聖心ウルスラ学園高等学校</u> <u>(9) 栄光学園高等学校</u></p>	<p>第 5 条 本校に協力校を置く。 2 協力校は、<u>別表 4</u>のとおりとする。 <u>なお、定員は通信制課程普通科 720 名のうち各校 5 名とする。</u></p> <p>(略)</p> <p>付 則 第 1 条 <u>この学則は、2023 年 4 月 1 日より施行する。</u></p> <p>(略)</p> <p>別表 4 協力校 <u>(1) 聖園女学院高等学校</u> <u>神奈川県藤沢市みその台 1 番 4 号</u> <u>(2) 海星高等学校</u> <u>三重県四日市市追分 1 丁目 9 番 3 4 号</u> <u>(3) 栄光学園高等学校</u> <u>神奈川県鎌倉市玉縄 4 丁目 1 番 1 号</u></p>